

懲戒処分等取消請求事件について

事案の概要

本件は、上告人（普通地方公共団体）の職員であった被上告人が、飲酒運転等を理由とする懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）を受けたことに伴い、大津市長から、大津市職員退職手当支給条例（昭和37年大津市条例第7号）11条1項1号の規定により一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分（以下「本件不支給処分」という。）を受けたため、上告人を相手に上記各処分の取消しを求める事案である。

[参考] 大津市職員退職手当支給条例11条1項

退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者（中略）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者
- (2) (省略)

原判決及び争点

- ◇ 原判決（大阪高裁）は、本件懲戒免職処分は適法であるとしてその取消請求を棄却すべきものとした上で、上記飲酒運転等は、一般の退職手当を全額支給しないことが相当といえるほどに重大な非違行為であるとまでいふことはできず、本件不支給処分は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を逸脱ないし濫用したものとして違法であるとして、本件不支給処分の取消請求を認容すべきものとした。
- ◇ 最高裁における争点は、本件不支給処分の取消請求を認容すべきものとした上記判断の当否である。

療養補償給付支給処分(不支給決定の変更決定)の取消、 休業補償給付支給処分の取消請求事件について

事案の概要

労働基準監督署長は、被上告人に使用されていた上告補助参加人に対し、上告補助参加人が業務に起因して疾病に罹患したことを理由として、労働者災害補償保険法に基づき、療養補償給付及び休業補償給付の各支給決定（本件各処分）をした。本件は、被上告人が、上告人を相手に、本件各処分の取消しを求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、いわゆるメリット制の適用を受ける被上告人の事業については、本件各処分がされることにより、被上告人の納付すべき労働保険の保険料が増額されるおそれがあるから、被上告人は、本件各処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、本件各処分の取消しを求める原告適格を有すると判断して、本件訴えを却下した第1審判決を取り消し、本件を第1審に差し戻した。
- ◇ 本件の争点は、メリット制の適用を受ける事業の事業主が、その事業についてされた業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟の原告適格を有するか否かである。

【メリット制】

労働者に対し支給された業務災害に関する保険給付の額によりその事業主が納付すべき労働保険の保険料の額が増減し得る制度（保険給付の額が大きくなると、保険料が増額する可能性がある。）。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律12条3項において規定されており、一定規模以上の継続事業等に適用される。

事業主
(被上告人)

保険料の納付義務

(争点)

取消訴訟の提起が
可能か？
(原告適格の有無)

保険給付の支給決定

労働者
(上告補助参加人)

メリット制
(保険給付の額が大きくなると、
納付すべき保険料が増額する可
能性がある。)

労働基準監督署長

(上告人・国)

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、宗教法人である被上告人Y1の信者であった亡Aが被上告人Y1に献金をしたことについて、亡Aを相続した上告人が、上記献金は被上告人Y2を含む被上告人Y1の信者らの違法な勧誘によりされたものであるなどと主張して、被上告人らに対し、不法行為に基づく損害賠償等を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、①亡Aと被上告人Y1との間に成立した、亡Aがそれまでにした献金につき被上告人Y1に対し損害賠償等を求める訴えを提起しない旨の合意（以下「本件不起訴合意」という。）が公序良俗に反し無効であるとはいはず、本件不起訴合意に反して提起された上告人の被上告人Y1に対する損害賠償請求に係る訴えは、権利保護の利益を欠き、不適法であるとして、これを却下し、②被上告人Y1の信者らの亡Aに対する献金勧誘行為（以下「本件勧誘行為」という。）が違法であるとはいえないとして、被上告人Y2に対する請求を棄却すべきものとした。
- ◇ 本件における争点は、①本件不起訴合意の有効性、②本件勧誘行為の違法性である。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

退職慰労金等請求事件について

事案の概要

上告人会社(Y1)の代表取締役である被上告人(X)は、その報酬の増額等が適正であつたかについて新聞等で報道されるなどしていたところ、その後、代表取締役を辞任することとなった。Xの退職慰労金について、Y1の株主総会から取締役退任慰労金内規(本件内規)(※)に従って決定することの委任を受けた取締役会は、外部の弁護士等から構成される調査委員会の調査結果を踏まえ、本件内規によって算出した基準額よりも大幅に低額の退職慰労金をXに支給する旨の決議(本件取締役会決議)をした。

本件は、Xが、本件取締役会決議において、Y1の現代表取締役である上告人(Y2)の故意又は過失によりXの退職慰労金について株主総会からの委任の範囲を超える多額の減額がされたなどと主張し、Y1に対しては会社法350条等、Y2に対しては民法709条等に基づき損害賠償等を求める事案である。

(※) 本件内規の概要は、以下のとおりである。

- ◇ 退任取締役の退職慰労金は、退任時の報酬月額に所定の計算式によって算出される支給率を乗じて算出して得られた額(基準額)を基準とする。
- ◇ 取締役会は、退任取締役のうち、在任中特に重大な損害を与えたものに対し、基準額を減額することができる(本件減額規定)。

原判決及び争点

- ◇ 原判決(福岡高裁宮崎支部)は、Y1の取締役会は本件減額規定の解釈適用を誤ったものであり、本件取締役会決議には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるなどとして、Xの請求をいずれも認容すべきものとした。
- ◇ 最高裁における主な争点は、本件取締役会決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか否かである。

傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

法人税更正処分等取消請求事件について

事案の概要

被上告人（第1審原告）は連結納税の承認を得た内国法人である。被上告人が株式の全てを間接保有する外国法人であるNRFMは、被上告人グループが製造する自動車を割賦購入する顧客との間で本件クレジット契約を締結しているが、その際、顧客は、NRFMとAVM（外国法人）が締結した本件元受保険契約に加入して保険料相当額を支払うなどとされていた。AVMは、同契約により生じるリスクの一部について、被上告人が株式の全てを間接保有する外国法人であるNGRE（特定外国子会社等）との間で本件再保険契約を締結し、再保険料を支払った（図参照）。

租税特別措置法及び同法施行令の関係条文の定め並びに本件の事実関係の下においては、本件再保険契約がNGREの関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とするものと解釈できるときには、被上告人は連結所得の金額の計算に際して益金にNGREの個別課税対象金額を加えなくてよいこととなる。

被上告人が上記のように解釈できるとして法人税等について確定申告をしたところ、処分行政庁は、本件再保険契約は関連者であるNRFMが有する資産（本件クレジット契約に基づく債権）を保険の目的とするものであり、被上告人の上記解釈は採用できないとして増額再更正処分等を行った。そこで、被上告人がその取消しを求めている。

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、本件再保険契約についての処分行政庁の見解は採用できないなどとして、上記増額再更正処分等を取り消した。
- ◇ 最高裁における争点は、租税特別措置法施行令（平成28年政令第159号による改正前のもの）39条の117第8項5号括弧書きに規定する「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」の意義及び本件再保険契約に係る保険がこれに当たると解釈できるか否かである。

被上告人

